

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 23 年 1 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
一般統計調査の中止通知	3
届出統計調査の受理	4
2 基幹統計調査の承認	5
社会教育調査（平成23年承認）（文部科学省）	5
3-1 一般統計調査の承認	10
家計消費状況調査（平成23年承認）（総務省）	10
食品ロス統計調査（平成23年承認）（農林水産省）	12
3-2 一般統計調査の中止通知	16
食品産業活動実態調査（平成23年通知）（農林水産省）	16
4 届出統計調査の受理	17
(1) 新規	17
企業における女性の活躍（活用）に関する調査（平成23年届出）（福井県）	17
高齢者の健康診査（健診）に関するアンケート調査（平成23年届出）（福井県）	18
第9次奈良県職業能力開発計画策定調査（平成23年届出）（奈良県）	19
黒崎芦屋間急行バスあり方検討調査（利用者アンケート）（平成23年届出）（北九州市）	21
岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における実態調査（平成23年届出）（岡山市）	22
高齢者の生活実態と意識に関する調査（平成23年届出）（広島市）	23
高齢者保健福祉計画見直し策定のための実態調査（平成23年届出）（静岡市）	24
介護保険事業計画見直し策定のための実態調査（平成23年届出）（静岡市）	25
障害者実態調査（平成23年届出）（広島市）	26
岐阜県内スキー場におけるスキー客の行動実態及び意識調査（平成23年届出）（岐阜県）	29
高知県鉱山年報調査（平成23年届出）（高知県）	30
堺市高齢者等実態調査（平成23年届出）（堺市）	31

助産業務に関する実態調査（平成23年届出）（栃木県）	34
インターネットを活用した販路開拓の実態調査（平成23年届出）（愛知県）	36
(2) 変更	37
神戸市内景況・雇用動向調査（平成23年届出）（神戸市）	37
子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査（平成23年届出）（鳥取県）	38
湖沼水質保全アンケート調査（平成23年届出）（千葉県）	39
大阪市高齢者実態調査（平成23年届出）（大阪市）	40
中小企業景況調査（平成23年届出）（愛知県）	43

[利用上の注意]

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
社会教育調査	文部科学大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>民法改正に伴い、調査票の表記について、従前の「民法第34条法人」を「一般財団法人・一般社団法人（特例民法法人を含む。）」に変更。</p> <p>「指定管理者」の有無について、調査票上の表記を変更。</p> <p>職員数（専任・兼任・非常勤）のうち、従前、非常勤職員に含まれていた「指定管理者の職員」について別掲。</p> <p>調査票の内容を記録した電磁的記録媒体の保存期間を5年から永年に変更。</p>	H23.1.28

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H23.1.6	家計消費状況調査	総務大臣
H23.1.28	食品ロス統計調査	農林水産大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

一般統計調査の中止通知

通知年月日	統計調査の名称	実施者
H23.1.31	食品産業活動実態調査	農 林 水 産 大 臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23.1.5	企業における女性の活躍（活用）に関する調査	福 井 県 知 事
H23.1.11	高齢者の健康診査（健診）に関するアンケート調査	福 井 県 知 事
H23.1.12	第9次奈良県職業能力開発計画策定調査	奈 良 県 知 事
H23.1.17	黒崎芦屋間急行バスあり方検討調査（利用者アンケート）	北 九 州 市 長
H23.1.17	岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における実態調査	岡 山 市 長
H23.1.17	高齢者の生活実態と意識に関する調査	広 島 市 長
H23.1.20	高齢者保健福祉計画見直し策定のための実態調査	静 岡 市 長
H23.1.20	介護保険事業計画見直し策定のための実態調査	静 岡 市 長
H23.1.21	障害者実態調査	広 島 市 長
H23.1.21	岐阜県内スキー場におけるスキー客の行動実態及び意識調査	岐 阜 県 知 事
H23.1.27	高知県鉱山年報調査	高 知 県 知 事
H23.1.28	堺市高齢者等実態調査	堺 市 長
H23.1.28	助産業務に関する実態調査	栃 木 県 知 事
H23.1.31	インターネットを活用した販路開拓の実態調査	愛 知 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23.1.4	神戸市内景況・雇用動向調査	神 戸 市 長
H23.1.6	子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査	鳥 取 県 教 育 委 員 会
H23.1.19	湖沼水質保全アンケート調査	千 葉 県 知 事
H23.1.20	大阪市高齢者実態調査	大 阪 市 長
H23.1.28	中小企業景況調査	愛 知 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 社会教育調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年1月28日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

【目的】 社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和30年に開始され、その後は3年から5年ごとに実施されている。

昭和50年調査以降においては、3年周期で実施されている。

昭和59年調査においては、青少年教育施設調査及び婦人教育施設調査（平成14年調査から婦人教育施設調査は、女性教育施設調査に名称変更された。）が加えられた。

昭和62年調査においては、文化会館調査が加えられた。

平成20年には、生涯学習・社会教育施設等調査（旧統計報告調整法に基づく承認統計調査）が統合され、生涯学習センター調査が加えられた。

【調査の構成】 1 - 社会教育行政調査票 2 - 公民館調査票 3 - 図書館調査票 4 - 博物館調査票 5 - 青少年教育施設調査票 6 - 女性教育施設調査票 7 - 体育施設調査票 8 - 文化会館調査票 9 - 生涯学習センター調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（社会教育調査中間報告：調査実施年度の翌年7月、社会教育調査報告書：調査実施年度の翌々年3月）

【調査票名】 1 - 社会教育行政調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,882 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）文部科学省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年10月1日～12月10日

【調査事項】 1．教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項、2．社会教育委員等に関する事項、3．社会教育関連事業の実施状況、4．関係法人数

【調査票名】 2 - 公民館調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）1．社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館、2．社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの

(抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 公民館」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)16,566 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年10月1日現在 (系統)文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年10月1日～12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.施設の種別、3.設置者及び管理者に関する事項、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に関する状況、7.施設の利用状況、8.ボランティア活動に関する事項、9.公民館運営審議会等の設置状況

【調査票名】 3 - 図書館調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)1.図書館法第2条に規定する図書館、2.図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち、地方公共団体が設置したもの (抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 図書館」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,165 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年10月1日現在 (系統)文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年10月1日～12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.本館又は分館の別、3.設置者及び管理者に関する事項、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に関する事項、7.資料の状況、8.ボランティア活動に関する事項、9.図書館協議会等の設置状況

【調査票名】 4 - 博物館調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)1.博物館法第2条に規定する博物館、2.博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設、3.博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設 (抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 博物館」名簿及び「社会教育施設等名称ファイル 博物館類似施設」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)5,775 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年10月1日現在

在（系統）文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年10月1日～12月10日

【調査事項】1.名称及び所在地、2.施設の種別、3.設置者及び管理者に関する事項、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に関する事項、7.資料の状況、8.ボランティア活動に関する事項、9.博物館協議会等の設置状況

【調査票名】5 - 青少年教育施設調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設（抽出枠）文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 青少年教育施設」名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,129（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成23年10月1日現在（系統）文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年10月1日～12月10日

【調査事項】1.名称及び所在地、2.施設の種別、3.設置者及び管理者に関する事項、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に関する事項、7.施設の利用状況、8.ボランティア活動に関する事項

【調査票名】6 - 女性教育施設調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）が設置した社会教育施設（抽出枠）文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 女性教育施設」名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）380（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成23年10月1日現在（系統）文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年10月1日～12月10日

【調査事項】1.名称及び所在地、2.設置者及び管理者に関する事項、3.職員に関する事項、4.施設・設備に関する事項、5.事業実施に関する事項、6.施設の利用状況、7.ボランティア活動に関する事項

【調査票名】 7 - 体育施設調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設 (抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 社会体育施設」名簿及び「社会教育施設等名称ファイル 民間体育施設」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)45,986 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年10月1日現在 (系統)文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年10月1日～12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.設置者及び管理者に関する事項、3.施設の種類、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に関する事項、7.ボランティア活動に関する事項

【調査票名】 8 - 文化会館調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する文化会館(劇場、市民会館、文化センター等)で座席数300以上のホールを有するもの (抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 文化会館」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,949 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年10月1日現在 (系統)文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年10月1日～12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.設置者及び管理者に関する事項、3.職員に関する事項、4.施設・設備に関する事項、5.事業実施に関する事項、6.ボランティア活動に関する事項

【調査票名】 9 - 生涯学習センター調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設 (抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 生涯学習センター」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)384 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成23年10月1日現在 (系

統) 文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年10月1日～12月10日

【調査事項】 1. 名称及び所在地、2. 設置者及び管理者に関する事項、3. 職員に関する事項、4. 施設・設備に関する事項、5. 事業実施に関する事項、6. 施設の利用状況、7. ボランティア活動に関する事項

○一般統計調査の承認

【調査名】 家計消費状況調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年1月6日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課

【目的】 個人消費動向の的確な把握のために、ICT関連の消費や購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉えることを目的とする。

【沿革】 本調査は、家計調査（基幹統計調査）で把握の対象としていない財・サービスの消費等の実態を把握するため、平成13年から調査が開始された。

【調査の構成】 1－調査票A（単身世帯） 2－調査票A（二人以上の世帯） 3－調査票B（二人以上の世帯、単身世帯共通）

【公表】 インターネット及び印刷物（1. 電子マネー等の利用状況（1）四半期（2月、5月、8月、11月中旬）、（2）年（調査実施翌年の2月中旬）、2. 支出関連項目（1）月（速報は、調査実施月の翌々月上旬。確報は、調査実施月の翌々月中旬。）、（2）四半期（速報は、2月、5月、8月、11月上旬。確報は、2月、5月、8月、11月中旬。）、（3）年（速報は、調査実施翌年の2月上旬。確報は、調査実施翌年の2月中旬。）、（4）年度（速報は、調査実施翌年の5月上旬。確報は、調査実施翌年の5月中旬。））

【備考】 今回の変更は、調査票A（単身世帯）及び調査票A（二人以上の世帯）に係る調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－調査票A（単身世帯）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）単身世帯 （抽出枠）住民基本台帳、国勢調査調査区名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/49,000,000 （配布）調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）毎月1か月間 （系統）総務省－民間事業者－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査実施月の翌月上旬

【調査事項】 1. 世帯に関する事項、2. 電子マネー等の利用状況

※

【調査票名】 2－調査票A（二人以上の世帯）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）二人以上の世帯 （抽出枠）住民基本台帳、国勢調査調査区名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）27,000/49,000,000 （配布）調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）毎月1か月間 （系統）総務省－民間事業者－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査実施月の翌月上旬

【調査事項】 1. 世帯に関する事項、2. 電子マネー等の利用状況

※

【調査票名】 3－調査票B（二人以上の世帯、単身世帯共通）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）二人以上の世帯及び単身世帯（抽出枠）住民基本台帳、国勢調査調査区名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）30,000/49,000,000（配布）調査員（収集）郵送・調査員（記入）自計（把握時）毎月1か月間（系統）総務省－民間事業者－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）月（実施期日）調査実施月の翌月上旬

【調査事項】 1. 世帯に関する事項、2. 特定の商品・サービスの購入金額、3. 支出総額、4. 消費に関するインターネットの利用状況

【調査名】 食品ロス統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年1月28日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 食品産業における食品廃棄物等の発生量、再生利用等の状況を明らかにし、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく施策を推進するための資料を得ることを目的とする。

また、世帯・外食における可食食料の廃棄の実態等を把握し、食品の食べ残し・廃棄の抑制や望ましい食生活を実現するための食育活動の推進等に基づく施策を推進するための資料を作成する。

【沿革】 本調査は、家庭及び外食産業における食品の廃棄・食べ残しの状況等を把握し、食品の廃棄・食べ残しの抑制、望ましい食生活の実現に向けた食育の推進等の施策に資するため、平成12年度に「世帯調査」、「外食産業調査」、「食品小売業調査」、「食品卸売業調査」及び「食品製造業調査」として開始された。

平成13年度には、「食品小売業調査」、「食品卸売業調査」及び「食品製造業調査」を廃止するとともに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）（以下「食品リサイクル法」という。）第3条第1項の規定に基づく、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成13年5月30日公表）により、毎年度、再生利用等の実施状況を的確に把握することが求められたことから、「食品循環資源の再生利用等実態調査」を追加し、「世帯調査」及び「食品循環資源の再生利用等実態調査」は毎年、「外食産業調査」は4年周期で実施することとした。

その後、「世帯調査」は平成19年度調査をもって周期年（3年）に移行、「外食産業調査」については平成15年度に周期年から毎年調査に変更となったが、平成18年度調査をもって周期年（3年）に再移行し、両調査とも直近では平成21年度に実施し、平成22年度以降、「世帯調査」及び「外食産業調査」は休止しているところである。

「食品循環資源の再生利用等実態調査」については、平成19年の食品リサイクル法の改正により設けられた定期報告制度（同法第9条第1項。食品廃棄物等の年間発生量が100トン以上の企業が対象）の開始後も毎年実施されてきた。

しかし、定期報告制度と同内容の報告を求める「食品循環資源の再生利用等実態調査」の必要性について疑義が生じている。

これについては、定期報告の情報と併せて統計を公表することから、対象業種的大幅な拡大が必要になる一方で、まだ定期報告制度が事業者に浸透しておらず、定期報告制度の情報から作成する統計では施策上十分ではないという特段の事情を考慮し、調査の周期を1回限りに変更して、今後の速やかな見直しが求められている。

【調査の構成】 1－食品循環資源の再生利用等実態調査票 2－世帯調査票 3－外食産業調査票（食堂・レストラン） 4－外食産業調査票（結婚披露宴、宴会・宿泊施設）

【公表】 食品循環資源の再生利用等実態調査：インターネット及び印刷物（概要：平成23年3月、詳細：平成23年8月）、世帯調査：インターネット及び印刷物（概要：平成22年8月、報告書：平成23年2月下旬）、外食産業調査：インターネット及び印刷物（概要：平成22年1月下旬、報告書：平成23年2月下旬）

【備考】 今回の変更は、食品循環資源の再生利用等実態調査における報告者数の増加、調査事項の削減及び調査員調査から郵送調査に変更等。

※

【調査票名】 1－食品循環資源の再生利用等実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する事業所（ただし、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条第1項に基づく「定期報告」を行った企業に属する事業所を除く。）

「畜産食料品製造業」、「水産食料品製造業」、「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」、「調味料製造業」、「糖類製造業」、「精穀・製粉業」、「パン・菓子製造業」、「動植物油脂製造業」、「その他の食料品製造業」、「清涼飲料製造業」、「酒類製造業」、「茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）」、「沿海旅客海運業」、「内陸水運業」、「農畜産物・水産物卸売業」、「食料・飲料卸売業」、「各種食料品小売業」、「野菜・果実小売業」、「食肉小売業」、「鮮魚小売業」、「酒小売業」、「菓子・パン小売業」、「その他の飲食料品小売業」、「宿泊業」（管理、補助的経済活動を行う事業所及びその他の宿泊業を除く。）、「飲食店」（管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、「持ち帰り・配達飲食サービス業」（管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、「結婚式場業」（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）9,993/1,240,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成21年度1年間（一部の事項については、平成20年度1年間） （系統）農林水産省一統計・情報センター報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年2月1日～2月28日

【調査事項】 1. 業種コード及び事業内容、2. 平成21年度の食品廃棄物等の年間総発生量、減量した量、熱回収の実施量、再生利用の実施量及び廃棄物として処分した量、3. 平成20年度の食品廃棄物等の年間総発生量、年間製造（販売）数量又は売上高及び平成21年度の年間製造（販売）数量又は売上高

※

【調査票名】 2－世帯調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯 (属性) 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者の世帯 (抽出枠) 地方公共団体等からの情報収集及び公募

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 680/49,000,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査日から1週間 (系統) 農林水産省－統計・情報センター－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 四半期・不定期 (実施期日) 平成21年6月1日～30日、9月1日～30日、12月1日～31日及び平成22年3月1日～31日

【調査事項】 1. 世帯員構成 (報告者については、年齢及び職業の有無、他の世帯員については報告者との続き柄・年齢)、2. 食事の状況 (調査年月、食事区分)、3. 食品の使用状況 (料理名又はそのまま飲食した食品名、調理に使用した食材名、下処理をする前の重量 (食材ごと)、非食部分として除去した重量 (食材ごと)、食べ残して廃棄した重量 (食材ごと)、賞味期限切れ等で廃棄した重量 (食材ごと) 等)、4. 食品の食べ残しや廃棄を行った理由

※

【調査票名】 3－外食産業調査票 (食堂・レストラン)

【調査対象】 (地域) 100万人以上の10都市 (札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市) (単位) 事業所 (属性) 食堂・レストラン (抽出枠) インターネット等からの情報収集

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 40/235,823 (配布) 配布しない (収集) 収集しない (記入) 他計 (把握時) 平成21年9月1日～10月31日までの任意の1日間 (系統) 農林水産省－報告者 (民間事業者による実測調査)

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成21年9月1日～10月31日

【調査事項】 1. 調査標本メニューの名称、調査対象食数、2. 調査標本メニューの重量 (料理・食材ごとの重量)、3. 調査標本メニューの食べ残しの重量 (1食ごと、料理・食材ごとの重量)

※

【調査票名】 4－外食産業調査票 (結婚披露宴、宴会・宿泊施設)

【調査対象】 (地域) 100万人以上の10都市 (札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市) (単位) 事業所 (属性) 結婚披露宴、宴会・宿泊施設 (抽出枠) インターネット等からの情報収集

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 20/203,169 (配布) 配布しない (収集) 収集しない (記入) 他計 (把握時) 平成21年9月1日～

10月31日までの任意の一日間（系統）農林水産省—報告者（民間事業者による実測調査）

【周期・期日】（周期）不定期（実施期日）平成21年9月1日～10月31日

【調査事項】 1. 調査標本メニューの名称、調査対象食数、2. 調査標本メニューの重量（料理・食材ごとの重量）、3. 調査標本メニューの食べ残し量（料理・食材ごとの重量）

一般統計調査の中止通知

【調査名】 食品産業活動実態調査（平成23年通知）

【通知年月日】 平成23年1月31日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 本調査は、我が国食品産業について、国内における食品の流通経路・規模及び海外（東アジア地域）における現地法人の活動実態を明らかにし、食品産業の活性化等の施策の推進及び検証に資することを目的とする。

【沿革】 食品産業活動実態調査（畜産物国内流通構造調査）は、平成17年及び21年に実施されたが、平成21年度調査をもって中止されることとなった。

【備考】 [中止理由] 食品産業活動実態調査（畜産物国内流通構造調査）は、平成17年及び21年に実施されたが、2時点の実態把握の結果から、畜産物の流通構造が短期的に大きく変わることはない想定されたため、当面は、継続的な調査を実施しなくとも、行政部局での施策の策定において具体的な支障がないことが確認されたことから、本調査を中止することとした。

なお、本調査は、従前、畜産物国内流通構造調査のほか、国内事業所調査、青果物国内流通構造調査、水産物国内流通構造調査及び海外進出企業調査により構成されていた。前三者については、統計法改正前は承認統計調査として実施されており、海外進出企業調査については、平成21年12月21日、畜産物国内流通構造調査とともに一般統計調査として承認されていた（毎年調査から1回限りに周期を変更して承認）が、これらの調査についても、今後は、行わないものとされた。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 企業における女性の活躍（活用）に関する調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月5日

【実施機関】 福井県総務部男女参画・県民活動課

【目的】 女性の活躍を促進するための施策を検討するため、以下のことを明らかにすることを目的とする。

1. 県内企業における、女性の登用状況
2. 県内企業における、女性の活躍を進める取組み状況
3. 県内企業に勤務する女性正社員の現状と課題

【調査の構成】 1-企業における女性の活用に関する調査（企業対象） 調査票

※

【調査票名】 1-企業における女性の活用に関する調査（企業対象） 調査票

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）企業 （属性）福井県内民間企業 （抽出
枠）福井県内企業リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000/46,000 （配布）郵
送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年2月1日現在 （系
統）福井県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成23年1月26
日～2月28日

【調査事項】 1. 業種、2. 従業員数及びリーダー的立場にある従業員数、3. 女性の
活用及び登用に関する取組み内容

【調査名】 高齢者の健康診査（健診）に関するアンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月11日

【実施機関】 福井県健康福祉部長寿福祉課

【目的】 本調査は、医療費適正化計画の中間評価に活用することを目的とする。

また、福井県は、後期高齢者の病気を予防し、健康を保持して要介護にならないよう、広域連合が実施している後期高齢者の健診事業に対し支援しており、医療費適正化計画においても、本県独自の目標値として「実施率30%以上（H24）」を設定し、本県の元気生活率をアップさせ、健康長寿を推進しているが、実施率が伸びない状況にあることから、その要因を調査する。

【調査の構成】 1－高齢者の健康診査（健診）に関するアンケート調査 調査票

※

【調査票名】 1－高齢者の健康診査（健診）に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）個人 （属性）福井県後期高齢者医療広域連合の被保険者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000／11,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年2月15日～3月15日 （系統）福井県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年2月15日～3月15日

【調査事項】 1. 住所地、性別・年齢、職業、2. 健診受診状況、健診受診方法

【調査名】 第9次奈良県職業能力開発計画策定調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月12日

【実施機関】 奈良県産業・雇用振興部雇用労政課

【目的】 奈良県における職業能力開発の状況や職業訓練ニーズ等の実態を把握し、第9次奈良県職業能力開発計画（平成23～27年度）の策定に必要な基礎資料を得るとともに、今後の効果的な職業能力開発施策の参考とする。

【調査の構成】 1－第9次奈良県職業能力開発計画策定にかかる調査票（民間事業所に関するアンケート） 2－第9次奈良県職業能力開発計画策定にかかる調査票（従業員に関するアンケート） 3－第9次奈良県職業能力開発計画策定にかかる調査票（求職者に関するアンケート）

※

【調査票名】 1－第9次奈良県職業能力開発計画策定にかかる調査票（民間事業所に関するアンケート）

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「公務（他に分類されるものを除く）」、「分類不能の産業」、中分類「政治・経済・文化団体」、「宗教」、「その他のサービス業」、「外国公務」を除く産業に属する民営事業所（単独及び本所事業所）（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,000/46,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成23年1月1日現在（系統）奈良県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）不定期（原則として5年）（実施期日）平成23年1月11日～2月10日

【調査事項】 1. 事業所の属性、2. 求める人材ニーズ、3. 従業員に対する教育訓練や職業能力開発について、4. 職業能力開発行政に対する要望・意見等

※

【調査票名】 2－第9次奈良県職業能力開発計画策定にかかる調査票（従業員に関するアンケート）

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）個人 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「公務（他に分類されるものを除く）」、「分類不能の産業」、中分類「政治・経済・文化団体」、「宗教」、「その他のサービス業」、「外国公務」を除く産業に属する民営事業所（単独及び本所事業所）の従業員

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）5,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成23年1月1日現在（系統）奈良県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）不定期（原則として5年）（実施期日）平成23年1月11

日～2月10日

【調査事項】 1. 従業員の属性、2. 事業所における教育訓練や職業能力開発について、
3. 職業能力開発行政に対する要望・意見等

※

【調査票名】 3－第9次奈良県職業能力開発計画策定にかかる調査票（求職者に関するアンケート）

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）個人 （属性）奈良県内ハローワーク来訪の求職者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）500 （配布）調査員 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成23年1月1日現在 （系統）奈良県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成23年1月11日～2月10日

【調査事項】 1. 求職者の属性、2. 希望する職種、3. 離職前の職業、4. 職業訓練について、5. 職業能力開発行政に対する要望・意見等

【調査名】 黒崎芦屋間急行バスあり方検討調査（利用者アンケート）（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月17日

【実施機関】 北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

【目的】 平成14年から試験運行している黒崎芦屋間急行バスにおける利用状況の実態調査や沿線地域の状況調査等を行い、これまでの取組の効果について検証すると共に今後の運行のあり方を検討する。

【調査の構成】 1－黒崎芦屋間急行バス利用者アンケート 調査票（西鉄用） 2－黒崎芦屋間急行バス利用者アンケート 調査票（市営用）

※

【調査票名】 1－黒崎芦屋間急行バス利用者アンケート 調査票（西鉄用）

【調査対象】 （地域）北九州市八幡西区及び若松区、芦屋町 （単位）個人 （属性）黒崎芦屋間急行バス（西鉄バス）利用者

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）400/600 （配布）調査員 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年2月現在 （系統）北九州市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年2月15日～2月22日

【調査事項】 1. 年齢、職業、2. 免許の有無、車の所有、3. 出発地、目的地、4. 乗車、降車バス停、5. アクセス、イグレス手段、所要時間、6. 利用目的、利用頻度、7. 利用開始時期、8. 利用する前の交通手段、9. 運賃支払い方法、10. 黒崎への訪問機会の変化、11. 学研都市への訪問機会の変化

※

【調査票名】 2－黒崎芦屋間急行バス利用者アンケート 調査票（市営用）

【調査対象】 （地域）北九州市八幡西区及び若松区、芦屋町 （単位）個人 （属性）黒崎芦屋間急行バス（市営バス）利用者

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）400/600 （配布）調査員 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年2月現在 （系統）北九州市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年2月15日～2月22日

【調査事項】 1. 年齢、職業、2. 免許の有無、車の所有、3. 出発地、目的地、4. 乗車、降車バス停、5. アクセス、イグレス手段、所要時間、6. 利用目的、利用頻度、7. 利用開始時期、8. 利用する前の交通手段、9. 運賃支払い方法、10. 黒崎への訪問機会の変化、11. 学研都市への訪問機会の変化

【調査名】 岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月17日

【実施機関】 岡山市保健福祉局介護保険課、岡山市保健福祉局保健管理課、岡山市保健福祉局高齢者福祉課

【目的】 岡山市における高齢者施策の推進に当たっては、「岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進しているところであるが、この計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、3年を1期として、策定することとなっており、本調査は、次期計画策定に当たり、地域に居住する高齢者の実態、課題等を把握し、高齢者施策をより効果的に推進することを目的とする。

【調査の構成】 1－65歳以上の方への生活調査 調査票 2－特別養護老人ホーム待機状況調査 調査票

※

【調査票名】 1－65歳以上の方への生活調査 調査票

【調査対象】 （地域）岡山市全域 （単位）個人 （属性）岡山市内に居住する65歳以上の方 （抽出枠）介護保険事務処理システム管理データ

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/150,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）岡山市－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年1月19日～2月23日

【調査事項】 1. 世帯構成、2. 生活状況、3. 運動・閉じこもり、4. 転倒予防、5. 口腔・栄養、6. 物忘れ、7. 日常生活、8. 社会参加、9. 健康、10. 新たな介護保険サービス、11. 介護保険以外のサービス

※

【調査票名】 2－特別養護老人ホーム待機状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）岡山市全域 （単位）個人 （属性）岡山市内に居住する特別養護老人ホーム待機者 （抽出枠）特別養護老人ホーム申込者一覧

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）600/7,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）岡山市－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年1月19日～2月23日

【調査事項】 1. 年齢、2. 要介護度、3. 年収、4. 世帯構成、5. 待機状況、6. 入所希望理由、7. 入所基準の考え方、8. 整備希望施設の形態、9. 介護サービスの利用意向

【調査名】 高齢者の生活実態と意識に関する調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月17日

【実施機関】 広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

【目的】 広島市高齢者施策推進プランを策定するに当たり、高齢者の生活実態や介護保険サービスの利用意向等を把握し、プラン策定の基礎資料とするため。

【調査の構成】 1－高齢者の生活実態と意識に関する調査 調査票（要介護等の認定を受けていない方用） 2－高齢者の生活実態と意識に関する調査 調査票（要介護等認定者用）

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－高齢者の生活実態と意識に関する調査 調査票（要介護等の認定を受けていない方用）

【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）個人 （属性）要介護等の認定を受けていない65歳以上の者 （抽出枠）住民基本台帳及び要介護認定の情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000/186,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年1月1日現在 （系統）配布：広島市－民間事業者－報告者、回収：報告者－広島市

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年1月25日～2月7日

【調査事項】 1. 家族や生活状況、2. 運動や外出の状況、3. 転倒予防の状況、4. 口腔・栄養の状況、5. 物忘れの状況、6. 日常生活の状況、7. 社会参加の状況、8. 健康の状況、9. 在宅福祉サービスについて、10. 介護保険について

※

【調査票名】 2－高齢者の生活実態と意識に関する調査 調査票（要介護等認定者用）

【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）個人 （属性）要介護等の認定を受けている40歳以上の者 （抽出枠）住民基本台帳及び要介護認定の情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000/45,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年1月1日現在 （系統）配布：広島市－民間事業者－報告者、回収：報告者－広島市

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年1月25日～2月7日

【調査事項】 1. 家族や生活状況、2. 運動や外出の状況、3. 転倒予防の状況、4. 口腔・栄養の状況、5. 物忘れの状況、6. 日常生活の状況、7. 社会参加の状況、8. 健康の状況、9. 在宅福祉サービスについて、10. 介護保険について、11. 介護者について

【調査名】 高齢者保健福祉計画見直し策定のための実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月20日

【実施機関】 静岡市保健福祉子ども局福祉部高齢者福祉課

【目的】 高齢者保健福祉計画の見直し策定のため、対象となる高齢者の生活実態、生活機能の状態、保健・福祉に係るサービス、施策・制度等に関する意向等を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1－高齢者保健福祉計画見直し策定のための実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－高齢者保健福祉計画見直し策定のための実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）個人 （属性）65歳以上の市民 （抽出
枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000／175,548 （配布）
郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年11月1日現在
（系統）静岡市－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成22年11月5日～12月3日

【調査事項】 1. 本人の状況、2. 住居、3. 健康、4. ふだんの生活、5. 保健・福祉・介護サービス、6. 今後の暮らし

【調査名】 介護保険事業計画見直し策定のための実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月20日

【実施機関】 静岡市保健福祉子ども局福祉部介護保険課

【目的】 介護保険事業計画の見直し策定のため、対象となる高齢者の生活実態、生活機能の状態、保健・福祉・介護保険に係るサービス、施策・制度等に関する意向等を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1－介護保険事業計画見直し策定のための実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－介護保険事業計画見直し策定のための実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）個人 （属性）介護保険の認定を受けている65歳以上の市民 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000／27,027 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年11月1日現在 （系統）静岡市－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成22年11月5日～12月3日

【調査事項】 1. 本人の状況、2. ふだんの生活、3. 介護保険制度、4. 介護予防サービス、5. 地域包括支援センター、6. 今後の暮らし

【調査名】 障害者実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月21日

【実施機関】 広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課

【目的】 本調査は、広島市における「障害者基本計画」策定のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－障害者福祉に関するアンケート 調査票（身体障害者用） 2－障害者福祉に関するアンケート 調査票（知的障害者用） 3－障害者福祉に関するアンケート 調査票（精神通院者用） 4－障害者福祉に関するアンケート 調査票（精神入院者用） 5－障害者福祉に関するアンケート 調査票（難病患者用） 6－障害者福祉に関するアンケート 調査票（発達障害者用） 7－障害者福祉に関するアンケート 調査票（高次脳機能障害者用）

※

【調査票名】 1－障害者福祉に関するアンケート 調査票（身体障害者用）

【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）個人 （属性）身体障害者手帳所持者（抽出枠）身体障害者手帳マスタ

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,100/41,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年12月1日現在（系統）広島市一報告者

【周期・期日】 （周期）7年（実施期日）平成23年2月21日～3月18日

【調査事項】 1. 本人のことについて、2. 生活の場について、3. 福祉サービスの利用状況について、4. 就労について、5. 情報、コミュニケーションについて、6. 健康づくりなどについて、7. 相談等について、8. 障害者の権利を守る取組について

※

【調査票名】 2－障害者福祉に関するアンケート 調査票（知的障害者用）

【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）個人 （属性）療育手帳所持者（抽出枠）療育手帳マスタ

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,400/6,800（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年12月1日現在（系統）広島市一報告者

【周期・期日】 （周期）7年（実施期日）平成23年2月21日～3月18日

【調査事項】 1. 本人のことについて、2. 生活の場について、3. 福祉サービスの利用状況について、4. 就労について、5. 情報、コミュニケーションについて、6. 健康づくりなどについて、7. 相談等について、8. 障害者の権利を守る取組について

※

- 【調査票名】 3－障害者福祉に関するアンケート 調査票（精神通院者用）
- 【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）個人 （属性）自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者 （抽出枠）精神科病院の通院患者
- 【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,300/2,700 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）広島市－民間事業者－報告者
- 【周期・期日】 （周期）7年 （実施期日）平成23年2月21日～3月18日
- 【調査事項】 1. 本人のことについて、2. 生活の場について、3. 福祉サービスの利用状況について、4. 就労について、5. 情報、コミュニケーションについて、6. 健康づくりなどについて、7. 相談等について、8. 障害者の権利を守る取組について

※

- 【調査票名】 4－障害者福祉に関するアンケート 調査票（精神入院者用）
- 【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）個人 （属性）精神科病院入院者 （抽出枠）精神科病院の入院患者
- 【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,300/17,400 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）広島市－民間事業者－報告者
- 【周期・期日】 （周期）7年 （実施期日）平成23年2月21日～3月18日
- 【調査事項】 1. 本人のことについて、2. 生活の場について、3. 福祉サービスの利用状況について、4. 就労について、5. 情報、コミュニケーションについて、6. 健康づくりなどについて、7. 相談等について、8. 障害者の権利を守る取組について

※

- 【調査票名】 5－障害者福祉に関するアンケート 調査票（難病患者用）
- 【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）個人 （属性）難病患者当事者団体会員 （抽出枠）難病患者当事者団体会員名簿
- 【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）500/900 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）広島市－民間事業者－報告者
- 【周期・期日】 （周期）7年 （実施期日）平成23年2月21日～3月18日
- 【調査事項】 1. 本人のことについて、2. 生活の場について、3. 福祉サービスの利用状況について、4. 就労について、5. 情報、コミュニケーションについて、6. 健康づくりなどについて、7. 相談等について、8. 障害者の権利を守る取組について

※

- 【調査票名】 6－障害者福祉に関するアンケート 調査票（発達障害者用）
- 【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）個人 （属性）発達障害者当事者団体会員
（抽出枠）発達障害者当事者団体会員名簿
- 【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）200／300 （配布）調査員 （取
集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）
広島市－民間事業者－報告者
- 【周期・期日】 （周期）7年 （実施期日）平成23年2月21日～3月18日
- 【調査事項】 1. 本人のことについて、2. 生活の場について、3. 福祉サービスの利
用状況について、4. 就労について、5. 情報、コミュニケーションについ
て、6. 健康づくりなどについて、7. 相談等について、8. 障害者の権利
を守る取組について

※

- 【調査票名】 7－障害者福祉に関するアンケート 調査票（高次脳機能障害者用）
- 【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）個人 （属性）高次脳機能障害者当事者団
体会員 （抽出枠）高次脳機能障害者当事者団体会員名簿
- 【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）120／200 （配布）調査員 （取
集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）
広島市－民間事業者－報告者
- 【周期・期日】 （周期）7年 （実施期日）平成23年2月21日～3月18日
- 【調査事項】 1. 本人のことについて、2. 生活の場について、3. 福祉サービスの利
用状況について、4. 就労について、5. 情報、コミュニケーションについ
て、6. 健康づくりなどについて、7. 相談等について、8. 障害者の権利
を守る取組について

【調査名】 岐阜県内スキー場におけるスキー客の行動実態及び意識調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月21日

【実施機関】 岐阜県総合企画部観光・ブランド振興課

【目的】 岐阜県内のスキー場において、スキー客の行動等を把握し、今後の誘客や検証等に必要な基礎データを把握するため。

【調査の構成】 1－岐阜県スキー場に関するアンケート調査 調査票

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－岐阜県スキー場に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）岐阜県全域 （単位）個人 （属性）岐阜県内スキー場来客者（抽出枠）岐阜県内スキー場来客者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/950,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査時点現在 （系統）岐阜県－民間事業者－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年2月20日～3月21日

【調査事項】 1. 同行者、2. 移動手段、3. 訪問したスキー場を選んだ理由、4. 日帰り・宿泊の別、5. 今季のスキー場への訪問回数、6. 岐阜県観光スポットへの訪問予定の有無・訪問場所

【調査名】 高知県鉱山年報調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月27日

【実施機関】 高知県商工労働部工業振興課

【目的】 高知県内で石灰石鉱業を行う事業所の鉱業生産高を調査し、経済動向を把握するための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－鉱山年報 調査票（石灰石） 2－鉱山年報 調査票（けい石）

※

【調査票名】 1－鉱山年報 調査票（石灰石）

【調査対象】 （地域）高知県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業，採石業，砂利採取業」中分類「鉱業，採石業，砂利採取業」小分類「窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）」のうち、「石灰石鉱業」に属する高知県内の鉱山事業所（抽出枠）高知県鉱業会会員名簿のうち、現に石灰石を生産している事業所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）9 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の1年間（1月～12月）（系統）高知県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）平成23年3月1日～3月18日

【調査事項】 1. 鉱山名、2. 鉱山の所在地、3. 事業者名、4. 事業所所在地、5. 生産状況、6. 用途、7. 主な取引先、8. 送鉱量、9. 労務状況

※

【調査票名】 2－鉱山年報 調査票（けい石）

【調査対象】 （地域）高知県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業，採石業，砂利採取業」中分類「鉱業，採石業，砂利採取業」小分類「窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）」のうち、「けい石鉱業」に属する高知県内の鉱山事業所（抽出枠）高知県鉱業会会員名簿のうち、現にけい石を生産している事業所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）9 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の1年間（1月～12月）（系統）高知県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）平成23年3月1日～3月18日

【調査事項】 1. 鉱山名、2. 鉱山の所在地、3. 事業者名、4. 事業所所在地、5. 生産状況、6. 用途、7. 主な取引先、8. 送鉱量、9. 労務状況

【調査名】 堺市高齢者等実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月28日

【実施機関】 堺市健康福祉局福祉推進部高齢福祉課

【目的】 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定の基礎資料とするため。

【調査の構成】 1－高齢者一般調査票 2－二次予防事業対象者調査票 3－介護保険サービス利用者調査票 4－介護保険サービス未利用者調査票 5－地域密着型サービス参入意向調査票 6－入・退所（院）者動態調査票

※

【調査票名】 1－高齢者一般調査票

【調査対象】 （地域）堺市全域 （単位）個人 （属性）平成22年10月末日において介護保険の認定を受けていない65歳以上の方 （抽出枠）介護保険被保険者台帳及び介護保険受給者台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,500/150,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）配布：堺市－民間事業者－報告者、回収：報告者－堺市

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成22年12月10日～12月28日

【調査事項】 1. 報告者の基本的な事柄について、2. 生活状況や健康について、3. 生きがいづくりについて、4. 介護保険制度について、5. 介護保険以外のサービスについて、6. 住宅・住環境について、7. その他

※

【調査票名】 2－二次予防事業対象者調査票

【調査対象】 （地域）堺市全域 （単位）個人 （属性）平成22年6、7、8月に生活機能評価を受けた結果、介護予防事業の参加を勧められた方 （抽出枠）二次予防事業対象者候補者一覧

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）704 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）配布：堺市－民間事業者－報告者、回収：報告者－堺市

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成22年12月10日～12月28日

【調査事項】 1. 報告者の基本的な事柄について、2. 生活状況や健康について、3. 生きがいについて、4. 介護保険制度について、5. 介護予防事業について、6. その他

※

【調査票名】 3－介護保険サービス利用者調査票

【調査対象】 （地域）堺市全域 （単位）個人 （属性）平成22年10月末日において、介護保険の認定を受けており、施設サービスを除く介護保険のサービスを利用している方 （抽出枠）介護保険被保険者台帳及び介護保険受給者台

帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2, 500 / 27, 000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年12月1日現在 (系統) 配布: 堺市-民間事業者-報告者、回収: 報告者-堺市

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年12月10日~12月28日

【調査事項】 1. 報告者の基本的な事柄について、2. 生活状況や健康について、3. 介護保険制度について、4. ケアプランについて、5. サービス利用状況について、6. 介護保険以外のサービスについて、7. 主に介護されている方への質問、8. その他

※

【調査票名】 4-介護保険サービス未利用者調査票

【調査対象】 (地域) 堺市全域 (単位) 個人 (属性) 平成22年10月末日において、介護保険の認定を受けているが、介護保険のサービスを利用していない方 (抽出枠) 介護保険被保険者台帳及び介護保険受給者台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2, 500 / 10, 000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年12月1日現在 (系統) 配布: 堺市-民間事業者-報告者、回収: 報告者-堺市

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年12月10日~12月28日

【調査事項】 1. 報告者の基本的な事柄について、2. 生活状況や健康について、3. 介護保険制度について、4. 介護保険以外のサービスについて、5. 主に介護をされている方への質問、6. その他

※

【調査票名】 5-地域密着型サービス参入意向調査票

【調査対象】 (地域) 堺市全域 (単位) 企業 (属性) 堺市内をサービス提供区域とする介護保険サービスの事業所を営む法人 (抽出枠) 堺市介護保険指定事業者一覧

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 638 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年12月1日現在 (系統) 配布: 堺市-民間事業者-報告者、回収: 報告者-堺市

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年12月10日~12月28日

【調査事項】 1. 法人名等基本事項、2. 地域密着型サービスの参入意向について、3. 事業所等の運営について

※

【調査票名】 6-入・退所(院)者動態調査票

【調査対象】 (地域) 堺市全域 (単位) 事業所 (属性) 堺市内の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、介護療養型病床、地域密着型介護老人福祉施設、特

定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護の事業所（抽出枠）堺市介護保険指定事業者一覧

【調査方法】（選定）全数（客体数）136（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年12月1日現在（一部の項目については、平成21年12月～平成22年11月の1年間）（系統）配布：堺市－民間事業者－報告者、回収：報告者－堺市

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成22年12月10日～12月28日

【調査事項】1. 事業所名等基本事項、2. 施設等の運営について、3. 入所（院）・退所（院）者について

【調査名】 助産業務に関する実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月28日

【実施機関】 栃木県保健福祉部保健福祉課

【目的】 助産師業務及び産科医と助産師との業務役割分担等の実態を調査し、未就業助産師の就業促進、助産師の就業環境整備等、助産師の確保対策を検討する上での基礎資料とする。

【調査の構成】 1－産科医用調査票 2－助産師用調査票 3－産科管理者用調査票

※

【調査票名】 1－産科医用調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）個人 （属性）分娩を取り扱っている産科医療機関に勤務する代表産科医 （抽出枠）栃木県病院・診療所名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）50 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）栃木県－産科医療機関－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年2月1日～2月28日

【調査事項】 本人が勤務する分娩を取り扱っている産科医療機関の助産業務の状況等

※

【調査票名】 2－助産師用調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）個人 （属性）医療機関等に勤務している助産師、未就業助産師 （抽出枠）保健師助産師看護師法第33条に規定する業務従事者届及び栃木県看護協会ナースバンク登録名簿及び栃木県助産師会会員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）550 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）就業助産師：栃木県－医療機関等－報告者、未就業助産師：栃木県－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年2月1日～2月28日

【調査事項】 1. 本人の状況、2. 医療機関等に勤務している助産師の就業の状況等、3. 未就業助産師の就業の状況等

※

【調査票名】 3－産科管理者用調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）個人 （属性）産科医療機関等に勤務する産科病棟管理者又は産科外来管理者 （抽出枠）栃木県病院・診療所名簿及び助産所開設届出名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）70 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）栃木県－産科医療機関－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年2月1日～2月28日

【調査事項】 本人が勤務する産科医療機関の助産業務の状況等

【調査名】 インターネットを活用した販路開拓の実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月31日

【実施機関】 愛知県産業労働部地域産業課

【目的】 愛知県内中小企業のインターネットモール活用の実態・意識調査を実施し、その結果を分析・とりまとめることにより、本県の中小企業のインターネットモール出店促進策検討の基礎資料とする。

【調査の構成】 1-インターネットを活用した販路開拓の実態調査 アンケート調査票

※

【調査票名】 1-インターネットを活用した販路開拓の実態調査 アンケート調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」、「漁業」、「製造業」又は「卸売業、小売業」に属し、中小企業基本法第2条に該当する中小企業者 （抽出枠）1. インターネットの検索により、自社ホームページを制作している企業、インターネットモールへ出店している企業。2. 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿。

【調査方法】 （選定）無作為抽出及び有意抽出 （客体数）5,000/130,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）配布：愛知県-民間事業者-報告者 回収：報告書-愛知県

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年2月上旬～3月上旬

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 自社ホームページの整備状況、3. 自社ホームページでの通信販売実施企業の現状、4. インターネットモールへの出店状況、5. インターネットモール出店済み企業の現状と課題

(2) 変更

【調査名】 神戸市内景況・雇用動向調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月4日

【実施機関】 神戸市産業振興局庶務課

【目的】 神戸市内経済の景況及び雇用動向を把握するため。

【調査の構成】 1－第12回神戸市内景況・雇用動向調査票

【備考】 今回の調査は、第12回の調査であり、今回の変更は、調査事項及び調査の実施期間等の変更。

※

【調査票名】 1－第12回神戸市内景況・雇用動向調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類の「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業員5名以上の神戸市内に本社が所在する企業（抽出枠）民間事業者が保有する企業名簿に産業振興局が規模・業種等の情報を基に訂正を加えたもの

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,000/16,539 （配布）郵送
（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年1月21日～2月4日
（系統）神戸市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）半年 （実施期日）平成23年2月4日

【調査事項】 1. 景況雇用動向に関する事項、2. 防災計画と事業継続計画に関する事項、3. 事業計画に関する事項

【調査名】 子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月6日

【実施機関】 鳥取県教育委員会事務局教育総務課

【目的】 子どもたちの生活習慣の状況を把握し、今後の啓発のための参考とする。

【沿革】 本調査は、平成22年から調査が開始された。

【調査の構成】 1－平成22年度 子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査
調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象範囲の拡大及び調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－平成22年度 子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）個人 （属性）保育所・幼稚園の保護者（全学年）
（抽出枠）市町村立保育所・幼稚園：市町村の保有する保育所・幼稚園一覧、私立保育所・幼稚園：鳥取県福祉保健部が所有する保育所・幼稚園一覧

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000／15,000 （配布）郵送
（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年12月現在 （系統）鳥取県一報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成23年1月末日

【調査事項】 生活習慣及び鳥取県教育委員会の発行する広報紙について

【調査名】 湖沼水質保全アンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月19日

【実施機関】 千葉県環境生活部水質保全課

【目的】 一般家庭における生活雑排水対策の実施状況及び削減負荷量等を把握し、今後の印旛沼及び手賀沼の水質浄化対策に資することを目的とする。

【調査の構成】 1－印旛沼・手賀沼の水質保全に関するアンケート調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1－印旛沼・手賀沼の水質保全に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）湖沼水質保全特別措置法に係る印旛沼及び手賀沼の指定地域（単位）世帯（属性）下水道処理をしていない世帯（抽出枠）住民基本台帳及び動態図

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,000／47,800（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の2月1日現在（系統）千葉県一民間事業者一報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年2月中旬～下旬

【調査事項】 1. 住所、2. 住居形態、3. トイレ排水の処理方法、4. 合併浄化槽、高度処理型合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の維持管理方法、5. 単独処理浄化槽及びくみ取り利用の合併処理浄化槽等への転換予定、6. ろ紙袋又は微細目の三角コーナー・ストレーナーの使用状況、7. 使用後の鍋・食器の処理方法、8. 使用後の食用油の処理方法、9. その他の雑排水の処理対策

【調査名】 大阪市高齢者実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月20日

【実施機関】 大阪市健康福祉局高齢者施策部

【目的】 大阪市における高齢者施策の推進に当たっては、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進しているところであるが、この計画は高齢者とその家族形態やニーズの変化、社会経済状況の推移、国の施策動向を踏まえ3か年ごとに3年を一期とする計画を策定することとしており、次期計画を策定するに当たり、ひとり暮らし高齢者をはじめとする高齢者の実態を把握し、高齢者自身が持てる力を最大限活かしつつ、住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるように次回計画に反映させ、高齢者施策をより効果的に実施するため、本調査を実施する。

【調査の構成】 1－大阪市高齢者実態調査票（本人調査） 2－大阪市高齢者実態調査票（施設調査） 3－大阪市高齢者実態調査票（介護支援専門員調査） 4－大阪市高齢者実態調査票（介護保険サービス利用者調査） 5－大阪市高齢者実態調査票（介護保険サービス未利用者調査） 6－大阪市高齢者実態調査票（ひとり暮らし調査）

【備考】 今回の変更は、大阪市高齢者実態調査票（施設調査）、大阪市高齢者実態調査票（介護支援専門員調査）、大阪市高齢者実態調査票（介護保険サービス利用者調査）、大阪市高齢者実態調査票（介護保険サービス未利用者調査）、大阪市高齢者実態調査票（ひとり暮らし調査）の追加。

※

【調査票名】 1－大阪市高齢者実態調査票（本人調査）

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）個人 （属性）65歳以上の者 （抽出枠）
介護保険事務処理システム被保険者管理データ

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）12,000/590,000 （配布）
郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）記入日現在 （系統）大阪市－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成22年7月上旬～7月31日

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 居住区、4. 同居家族の状況、5. 住宅の種別、6. 介護保険申請・認定・利用状況、7. 日常生活の状況、8. 外出の頻度、9. 健康への意識、10. かかりつけ医師・歯科医師の有無、11. 歯・食事の状況、12. 日常生活の不安、13. 仕事の状況・意識、14. 楽しみ・いきがい、15. 施設・事業の利用状況・認知度・満足度、16. 今後の希望、17. 虐待・認知症に関すること、18. 相談先、情報の収集状況、19. 大阪市の施策に関すること

※

【調査票名】 2－大阪市高齢者実態調査票（施設調査）

【調査対象】（地域）大阪市全域（単位）施設（属性）市内にある介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅（抽出枠）大阪府・市に届出のある各施設一覧

【調査方法】（選定）全数（客体数）446（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年10月1日現在（系統）大阪市－報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成22年9月下旬～10月31日

【調査事項】 1. 施設概要（開設年月、定員等）、2. 入所（入院）者の状況（人数）、3. 医療的ケアの種類、4. 入所（入院）者の金銭管理の状況、5. リハビリテーションの実施状況、6. 施設における「看取り」の状況、7. 事故や災害への対応状況、8. 入所（入院）者へのサービス向上のための取組内容、9. 入所（入院）者等からの苦情の内容、10. 高齢者虐待防止等のために実施している対策等

※

【調査票名】 3－大阪市高齢者実態調査票（介護支援専門員調査）

【調査対象】（地域）大阪市全域（単位）個人（属性）市内の居宅介護支援事業者に勤務している介護支援専門員（抽出枠）ワムネット情報から作成した事業者リスト

【調査方法】（選定）全数（客体数）3,126（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）記入日現在（系統）配布：大阪市－居宅介護支援事業者－報告者、回収：報告者－大阪市

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成22年9月下旬～10月31日

【調査事項】 1. 本人の属性、2. 介護支援専門員業務の従事状況、3. 保健医療福祉関係の資格の保有状況、4. 勤務形態及び勤務日数・時間、5. 担当している利用者の状況、6. 介護サービスに係る情報収集方法、7. サービス担当者会議の状況、8. 支援困難事例の状況、9. 高齢者虐待事例の状況等

※

【調査票名】 4－大阪市高齢者実態調査票（介護保険サービス利用者調査）

【調査対象】（地域）大阪市全域（単位）個人（属性）要介護（要支援）認定を受けており、調査実施年の4月から3か月間で介護保険サービスを1度でも利用した者（一部の事項については、当該利用者の家族である介護者）（抽出枠）介護保険事務処理システム被保険者管理データ

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）4,000/85,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）記入日現在（系統）大阪市－報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年10月上旬～10月31日

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 家族の状況、4. 要介護度、5. 要介護認定を受けた時の状況、6. 介護保険サービスの利用状況、7. 介護予防サービスの利用状況、8. 介護者の状況(利用者本人との関係、性別、年齢、健康状態、1日平均介護時間等)等

※

【調査票名】 5-大阪市高齢者実態調査票(介護保険サービス未利用者調査)

【調査対象】 (地域) 大阪市全域 (単位) 個人 (属性) 要介護(要支援)認定を受けているにもかかわらず、調査実施年の4月から3か月の間、介護保険サービスの利用実績がない者(一部の事項については、当該未利用者の家族である介護者) (抽出枠) 介護保険事務処理システム被保険者管理データ

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 4,000/18,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 記入日現在 (系統) 大阪市-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年10月上旬～10月31日

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 家族の状況、4. 要介護度、5. 要介護認定を受けた時の状況、6. 介護保険サービスの利用状況、7. 介護予防サービスの認知状況、8. 介護者の状況(未利用者本人との関係、性別、年齢、健康状態、1日平均介護時間等)等

※

【調査票名】 6-大阪市高齢者実態調査票(ひとり暮らし調査)

【調査対象】 (地域) 大阪市全域 (単位) 個人 (属性) 大阪市高齢者実態調査票(本人調査)で報告があったひとり暮らしの者のうち、大阪市高齢者実態調査票(ひとり暮らし調査)への協力の意思表示があった者 (抽出枠) 大阪市高齢者実態調査票(本人調査)の報告者名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 644 (配布) 郵送 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 記入日現在 (系統) 配布: 大阪市-報告者、回収: 報告者-調査員-大阪市

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年9月中旬～11月中旬

【調査事項】 1. ひとり暮らしの年数、2. 住まいについて、3. 転倒状況、4. 安全対策・防災対策、5. 日常生活について、6. 食事の状況、7. 外出状況、8. 家族等との関係、9. 地域生活、10. 日常生活の支援状況、11. 介護の状況、権利擁護について、12. 情報の入手方法等

【調査名】 中小企業景況調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年1月28日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図るため。

【調査の構成】 1－中小企業景況調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－中小企業景況調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）企業 （属性）製造業、卸・小売業、建設業、サービス業を営む中小企業（製造業・建設業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、卸売業（資本金1億円以下又は従業員300人以下）、小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、サービス業（資本金5千万円以下又は従業員100人以下））（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/162,000 （配布）郵送・FAX （取集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期 （系統）愛知県－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月期（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）

【調査事項】 1. 業種、2. 従業員数、3. 当期の経営実績、4. 採算、5. 設備投資、6. 雇用人員、7. 金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、8. 行政が今後強化すべき支援策、9. 来期の見通し、10. 採算及び設備投資の計画、11. 大学等新卒者の採用動向（毎年1～3月期）